

No. 4

近畿地方整備局
事業評価監視委員会
(平成16年度第1回)

敦賀駅前合同庁舎

事後評価説明資料

平成16年7月

営繕部

国の営繕事業における国土交通省の役割

国土交通省

営繕計画書に関する意見書の送付

位置・規模・構造の基準の制定及び実施の勧告

危険庁舎等の改築・修繕等の勧告

保全基準に基づく実地指導

各省庁

国の建築物

総理大臣官邸
合同庁舎
一般庁舎
試験研究機関
研修施設

美術館・博物館・図書館
国際会議場・劇場
社会福祉施設
迎賓館
博覧会政府館

国会議事堂
特別会計
刑務所
特殊な防衛施設・小規模営繕 等

◆事業の目的

- ・ 分散している単独施設を集約・合同化
来庁者の利便性の向上
敷地の有効活用
老朽及び狭隘解消に伴う公務能率の増進
- ・ 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備



◆事業の概要(旧庁舎)



旧敦賀税務署
(RC-2、S49、761㎡)

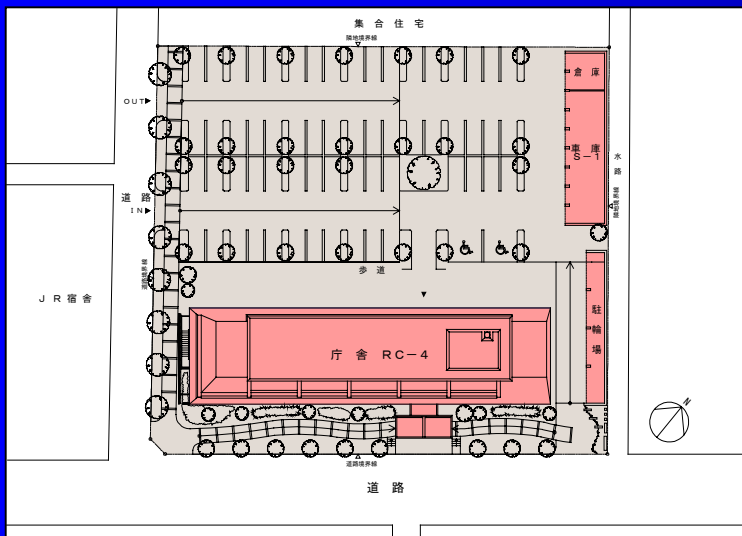


旧敦賀労働基準監督署
(RC-2、S53、420㎡)



旧敦賀公共職業安定所
(RC-2、S40、363㎡)

◆事業の概要(新庁舎)



■建物の概要

建設場所：敦賀市鉄輪町1-7-3

構造規模：鉄筋コンクリート造
地上4階

敷地面積：3,770 m^2

建築面積：863 m^2

延べ面積：2,884 m^2

完成年度：平成11年度
(工期) (平成11年3月～平成12年3月)

工事費：約1,100百万円

職員数：52人(3官署合計)

来庁者数：約103,000人/年

◆事後評価の体系

事後評価

①事業の妥当性の検証

②事業効果の検証

定量的評価

金銭価値化した便益の積上による検証(B/C)

定性的評価

アンケート調査による評価

◆事業の妥当性の検証

* 100点以上であれば事業をめぐる現在の社会情勢に適合。

評点: 146点

○各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の妥当性の評点とする

分類	項目	係数				係数
		1.1	1.0	0.9	0.8	
位置	① 用地取得の見込み	取得済み又は現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			1.1
	② 災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1
	③ アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			1.1
	④ 都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		1.0
	⑤ 敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
規模	⑥ 建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
	⑦ 敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある		1.0
構造	⑧ 単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合 合同庁舎の場合	単独庁舎としての整備が 合同庁舎としての整備条件が整っている			1.0
	⑨ 機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	1.1

・事業の効果の考え方

費用便益分析 $B/C = \frac{B}{C_{with} - C_{without}}$

<p>総費用 C</p>		<p>■ 費用便益分析は「事業を実施する場合 (with)」と、「事業を実施しない場合 (without)」を比較して算出することとし、「事業を実施する場合 (with)」は、新規に採択を行う事業案を実施する場合とし、「事業を実施しない場合 (without)」は、評価対象期間は最低限の維持管理によって現状の施設を使用する場合とする。</p> <p>Cwith: ①初期費用 (建設費、企画・設計関係費、解体費、土地取得費、賃料) ②維持修繕費 (修繕費、保全費、水道光熱費)</p> <p>Cwithout: ①既存庁舎の維持修繕費 (修繕費、保全費、水道光熱費)</p>
<p>便益 B</p>		<p>■ 便益については、可能な限り貨幣価値換算を行うこととする。</p> <p>B: ①土地利用効果 ②-1 利用者の利便性 (立地の改善、利用者の利便性の向上) ②-2 利用者の利便性 (建物性能の向上) → 代替法による ②-3 利用者の利便性 (合同化による利便性の向上) ③安全の確保 (事故・災害の縮小) ④環境への配慮 (地球環境保全への寄与) ⑤その他の効果</p>
	<p>【代替法】</p>	<p>■ 施設の性能水準の向上によるもの等で貨幣価値換算する合理的な手法が確立されていないものは、代替法により算定することとし、事業実施によって向上する性能水準と同等の水準を実現するために必要となる代替案の費用を便益とみなす。</p> <p>■ 代替案は、現状の施設を基準として庁舎の必要な性能を満たすための事業を設定することとし、採択事業案を実施することによって向上する広さ、バリアフリー化、耐震性能等の性能と同等の水準を達成する既存施設の改修、増築等とする。</p>

■「事業の効果」のうち、「建物性能の向上による満足度」、「地域の満足度」など貨幣価値換算できない効果については、**アンケート調査**を実施し定性的に評価する。

◆定量的評価(B/C)

		項目	金額(百万円)
総費用C	C _{with}	①初期費用	1, 563
		①維持修繕費	622
	C _{without}	①既存庁舎の維持修繕費	509
	C = C _{with} - C _{without}		1, 676
便益B	①土地利用効果		168
	②-1 利用者の利便性 (立地の改善、利用者の利便性の向上)		104
	②-2 利用者の利便性(建物性能の向上)		1, 333
	②-3 利用者の利便性(合同化による利便性の向上)		19
	③安全の確保(事故・災害の縮小)		165
	④環境への配慮(地球環境保全への寄与)		2
	⑤その他の効果(規模の改善)		122
B		1, 913	
便益B (百万円)	総費用C (百万円)	B / (C _{with} - C _{without})	評価時点
1, 913	1, 676	1. 14	平成15年度

◆定性的評価(アンケート)

- 実施日 : 平成15年12月17日
- 実施方法 : 来庁者 : 合同庁舎入口にて直接配布、

郵送にて回収

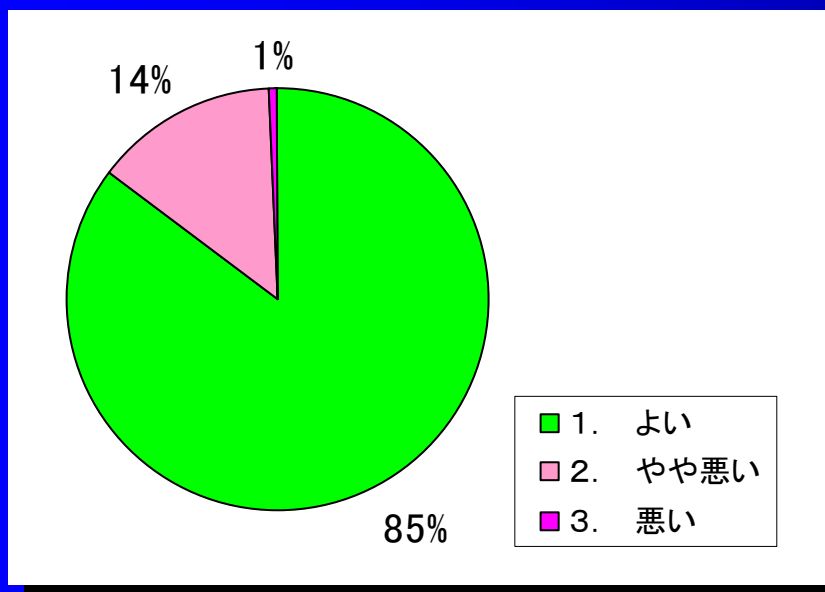
職員 : 直接配布、回収

種 別	配布数	回収数	回収率
来庁者	262	94	35.9%
職 員	70	68	97.1%
合 計	332	162	48.8%

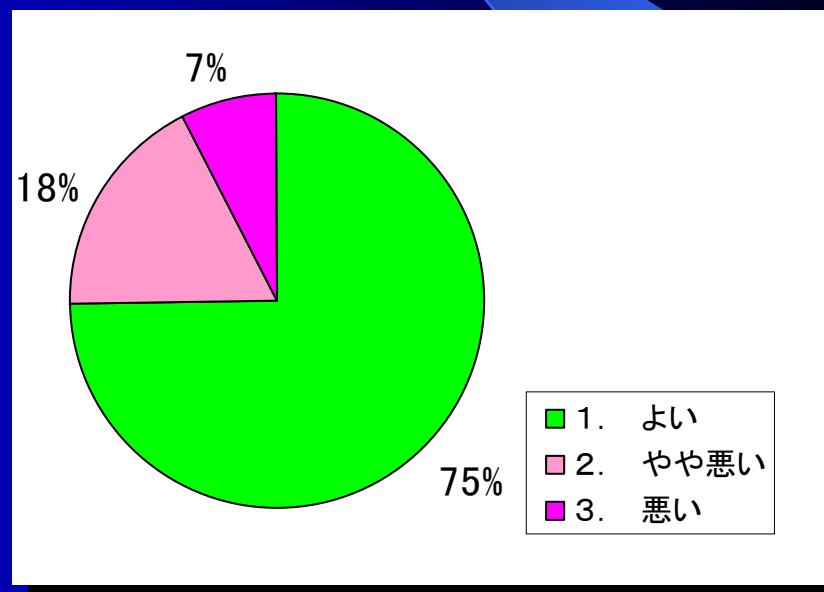
・位置についての評価

- ・庁舎の位置のわかりやすさ
- ・周辺環境（緑の多さ、静かさなど） 等

来庁者に対するアンケート



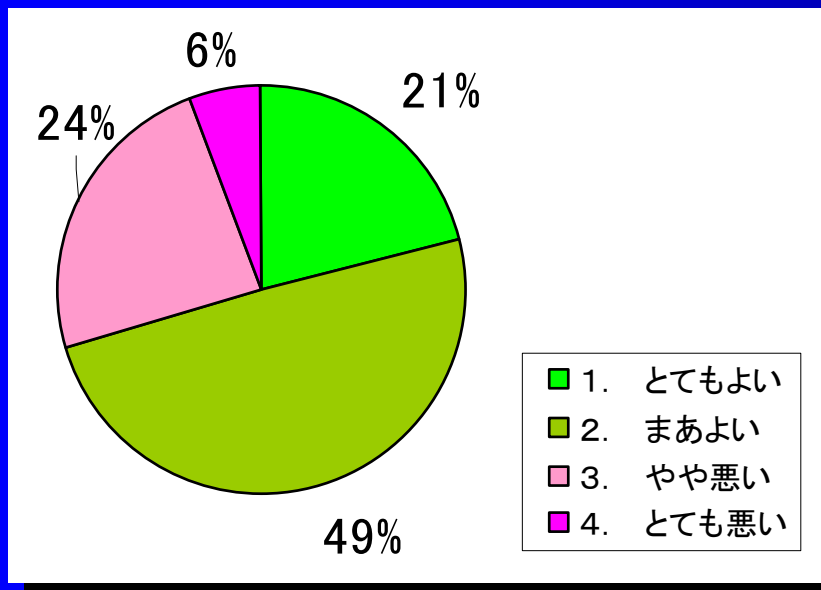
職員に対するアンケート



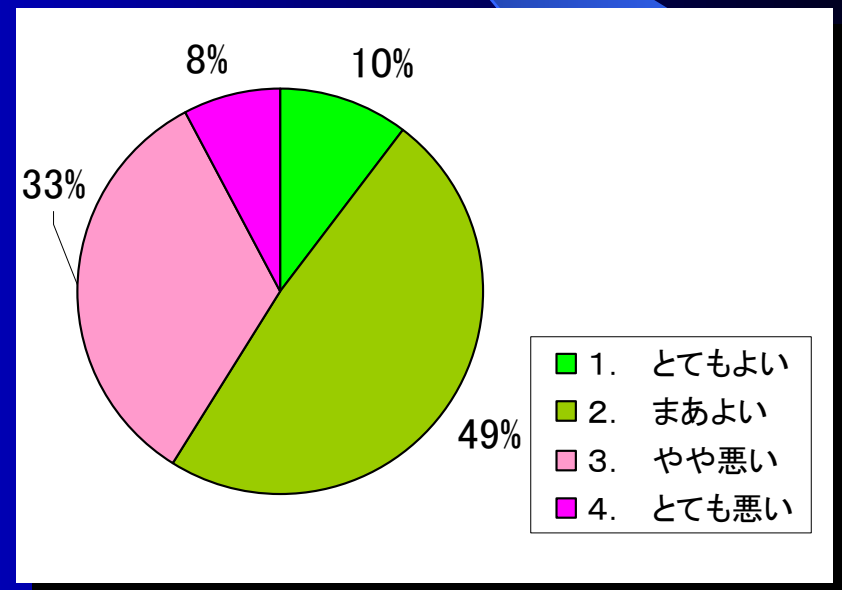
・規模についての評価

- ・敷地の規模
- ・建築物の規模 等

来庁者に対するアンケート



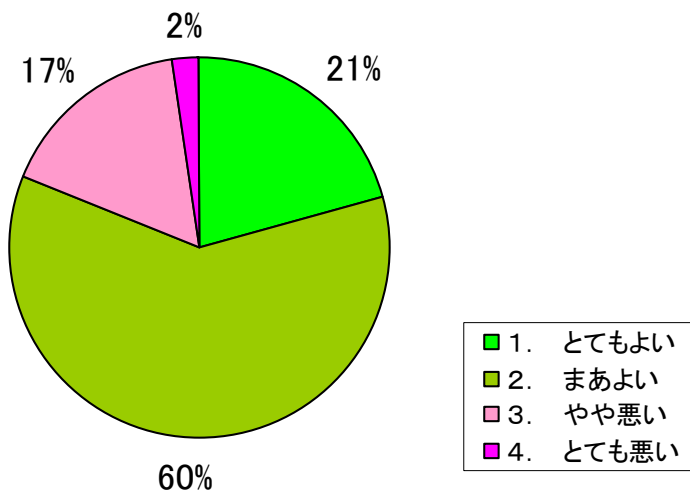
職員に対するアンケート



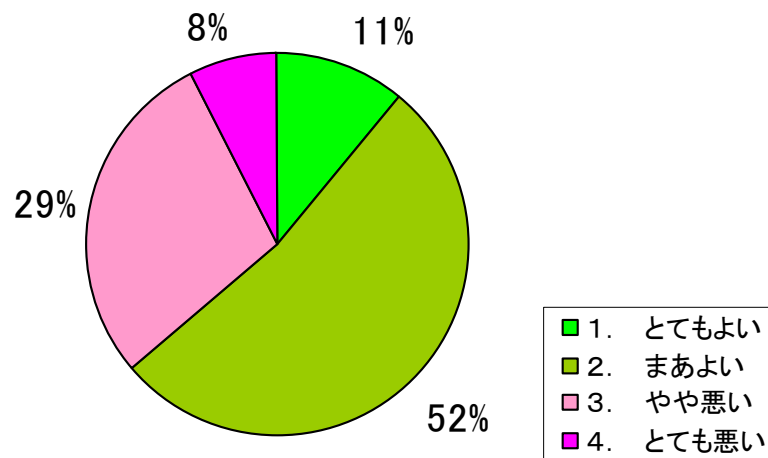
・構造についての評価

- ・施設の使いやすさ
 - ・施設の安全性
 - ・室内の快適性
- 等

来庁者に対するアンケート



職員に対するアンケート

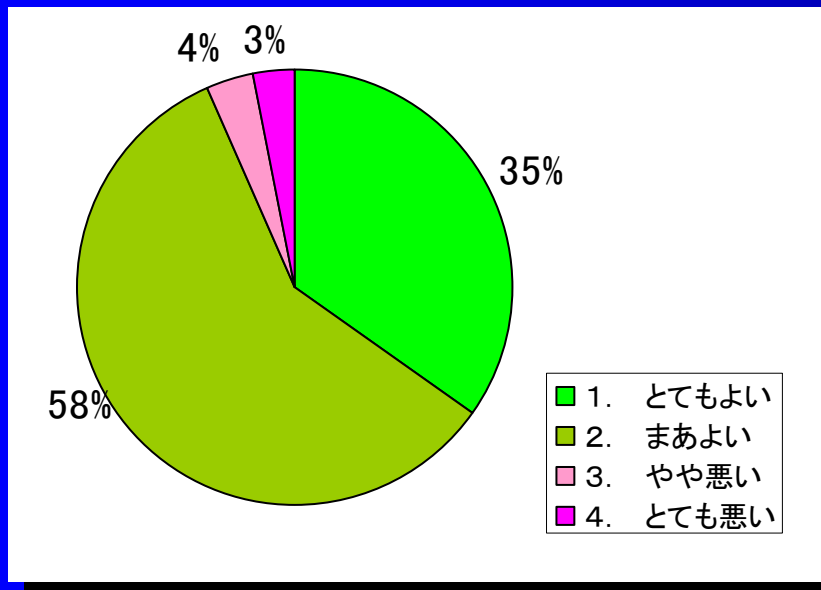


・施策についての評価

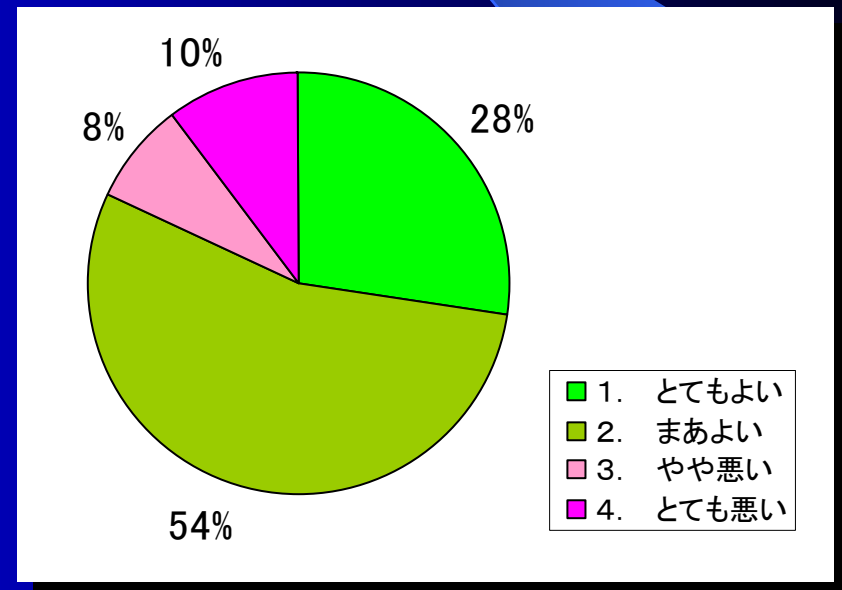
環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)

・太陽光発電 等

来庁者に対するアンケート



職員に対するアンケート



◆評価結果のまとめ(案)

●評価の内訳

- ①事業の妥当性の検証 : 1 4 6
- ②事業の効果
 - 定量的評価 — B / C : 1. 1 4
 - 定性的評価 — アンケート :
概ね満足度が高い施設

●今後の事後評価の必要性

事業効果の発現が概ね十分であるといえるため、さらなる事後評価は必要ない。

●改善措置の必要性

特に必要ない。

◆対応方針(案)

事業の目的である老朽・狭隘を解消し、官署を集約・合同化することで利用者の利便性の向上、公務能率の増進、庁舎敷地の有効活用が図られている。

効果の発現が概ね十分であり、事業をめぐる社会情勢にも適合しており、改善措置の必要性はなく、さらなる事後評価の必要性もないと考えられる。ただし、今後、必要な観測によるフォローアップを行う。